

令和4年度事業計画

1 基本方針

当センターは、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に各種事業を実施しております。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しがたたず、その影響により企業、公共からの受注の減少傾向は続いています。

令和3年度の概要ですが、会員の就業機会の確保を図るため、当センターの事業について広く理解を求めるとともに、(公社)神奈川県シルバー人材センター連合会(以下「県シ連」という。)の拠点として、労働者派遣事業、有料職業紹介事業を実施いたしました。また、高齢者の社会参加に向けた支援を行うため、生涯現役応援窓口を開設し、事業の拡大に努めてまいりました。

市民ふれあいまつりが昨年度から廃止となり、コロナ禍で当センターをPRする情報発信の機会が減少するなか、9月に市役所庁舎ふれあいプラザにて当センターの専用ブースを設け、ポスターや写真の掲示、パンフレットの配架等を行いました。併せて、当センターPRビデオを同プラザの大型モニターで放映させていただき、就業機会の拡大・提供及び会員確保の促進に努めました。

自転車・自動車駐車場施設の指定管理事業においては、コロナ禍における施設管理について利用者が安全に安心して利用できることに配慮しつつ、市と連携を密にし、的確かつ効率的な施設の管理運営となるよう取り組んでまいりました。

このような状況の中、令和4年度は、当年度から令和8年度までの5か年を期間とする中期事業計画の初年度であり、前計画の実績を踏まえ、この計画に位置づけられた各項目の目標を達成するためのスタートの年となります。

4年度の事業につきましては、新たな中期事業計画に基づき公益法人としての責務を果たすため、公益目的事業の推進を通じて地域社会へ貢献できるよう引き続き取り組んでまいります。また、常に費用対効果を念頭に効率的な運営に努め、会員

及び役職員が一体となって、地域に根ざした身近な拠点としてのセンターを目指してまいります。

2 事業計画

中期事業計画（令和4年度～令和8年度）の(1)就業機会の拡大・提供から(8)財政基盤の確立までの8項目についての総括目標を達成するため、各種事業を行うこととする。

(1) 就業機会の拡大・提供

少子高齢化が進展する中で、高齢者の就労ニーズは依然として高く、一方で企業等における人手不足は社会的な課題となっており、センターの果たす役割は重要となっている。

広報媒体の活用や企業などへの訪問などにより受注先の開拓や拡大を図り、会員の就業機会の確保に努めるとともに、適正就業の確保と会員の就業ニーズに応えるため労働者派遣事業、職業紹介事業を推進し、当センターで行える自主事業の実施に向けて取り組んでいく。

また、指定管理事業においては、コロナ禍による利用者の減少で収入が大幅に減少し、運営を継続するために茅ヶ崎市とさらなる連携が必要となっている。当事業では安全安心で利用しやすい施設となるよう対面方式の利点を活かし、きめ細やかなサービスを提供しつつ、効率的な管理運営をすることとする。

広報活動として、当センターのホームページやPRビデオ、パンフレット等を活用し、就業に向けて必要な情報を効果的に提供できるようにしていく。

ワークシェアリング等についてこれまで以上に推進し、就業の提供の機会を増やすほか、会員にとって希望に沿った就業となるよう的確なマッチングに努める。また、顧客ニーズに対応するため会員情報の充実を図る。

(2) 会員確保の促進

コロナ禍による経済の停滞などで会員の就業機会が減り、センターの会員数が減少しているが、県シ連等と連携を図り、新たな会員の確保及び退会会員の抑制等に引き続き取り組

んでいく。

令和3年度の状況は、4月から2月までの入会者数が106人、同期間の退会者数は81人で、令和4年2月末現在の会員数は964人となっており、前年度と比較し、36人減少している。

入会説明会の開催はコロナ禍にあって厳しい状況であるが、簡易的な説明による対応や生涯現役応援窓口での相談等によりセンターへの加入促進を図る。また、会員向け相談窓口の活用に加え、仮会員制度や（仮称）ゴールド会員制度などの新たな仕組みについても検討を行い、入会の促進、退会の抑制を図り、会員確保を推進していく。

(3) 安全・適正就業の徹底

就業にあたっては、安全かつ適正な就業を第一に行うこととする。巡回指導などにより安全・適正就業作業ガイドラインや労働法規の順守などを徹底し、「事故件数0」を目標とし、継続した取組を行っていく。また、作業手順の標準化を徹底するため、就業マニュアルの整備、充実を図る。

(4) 技能及び質の向上

就業に対する理解、認識を深めるため講習会、会員相互の意見交換会等を実施し、会員等の技能及び資質の向上を図り、仕事の質、効率性を高め、お客様の満足度を向上させることで発注ニーズを高める。

(5) 会員の親睦・生きがいがづくり活動の推進

会員相互の親睦を深めるとともに、会員の生きがいがづくりに資する取組を推進することで、センターの活性化を図る。

同好会活動を紹介する情報発信など、会員の親睦を深めるための取組を実施するとともに、会員向けの趣味の教室の開催など会員の生きがいがづくりに資する取組を実施する。

(6) 社会参加活動の推進

ボランティア活動をはじめとして積極的な社会活動を通じて地域社会との結びつきを得る機会の確保・提供に努める。また、会員の社会参加活動の促進を図るため、会員への周知と参加への啓発を行う。

(7) 組織の活性化、強化及び改善

「自主・自立、共働・共助」が基本理念となっていることから、会員が就労する職種ごとに共働・共助を基本とすることを踏まえ、就労する上での課題の共有や役割分担をより自主的に管理することができるよう取り組む。そのための新たな職域班制度について、植木班、除草班において引き続き試行的な運用を行う。

社会状況の変化に対応し、公益法人として定款に定められた目的を達成するため、業務の増加、適正就業、リスク管理、公益事業者としての管理など、複雑化するセンター業務をより効率的に実施できるよう、事務局体制の整備等に取り組む。

(8) 財政基盤の確立

公益社団法人として、定款に定める事業を計画的に推進するため、新たな収入の確保など財政基盤の強化を図るとともに、収支バランスを考慮した効率的な財政運営を行う。

一方、令和5年10月に消費税に係るインボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入が予定されており、その適用の在り方によりセンターの財政収支は多大な影響を受けることが懸念される。このため、引き続き県シ連等関係機関と連携を図り、その対応策等の準備を進めることとする。